

“SFDR”導入でESG関連投資の選別が始まる

<概要>

- + 欧州連合(EU)は2021年3月から「サステナブル・ファイナンス開示規則(SFDR)」を導入開始
- + 「アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド」および「アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs株式ファンド」は、実質的にSFDRの「第9条 ダークグリーン」に該当
- + SFDR開示は、今後のESG関連ファンドの選別に影響を与える可能性

SFDRとは

金融商品のサステナビリティ特性に応じ、3つの区分への分類が開始

- + 『SFDR』とは、EUのサステナブル・ファイナンス開示規則(Sustainable Finance Disclosure Regulation)の略称であり、2021年3月から適用が開始されました。
- + EU加盟国で販売されるファンドを運用する運用会社は、『SFDR』の定める基準に従い、各ファンドがどれだけサステナビリティに配慮しているか、関連する情報を開示することが求められるようになりました。
- + 『SFDR』は、サステナビリティ特性の高い順から「第9条 ダークグリーン」、「第8条 ライトグリーン」、「第6条 ブラウン」の3つの区分(ラベル)から構成されます。運用会社はファンド毎にラベリングし、開示します。

【SFDRが定める3つのサステナビリティ区分】

【第9条 ダークグリーン】

第9条

サステナブルな投資目的を持つ運用戦略

脱炭素などの環境や社会的目的に寄与する経済活動へ投資

【第8条 ライトグリーン】

第8条

環境や社会的要素を取り入れた運用戦略

サステナブルな投資目的はないものの、環境/社会的特性を促進

【第6条 ブラウン】

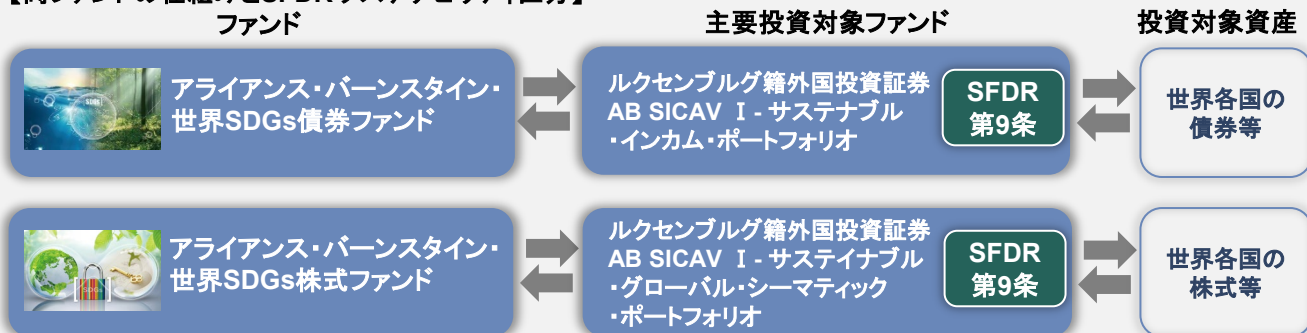
第6条

上記以外の運用戦略

アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券／株式ファンドは、実質的な「第9条 ダークグリーン」

- + 「アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド」(2021年10月5日設定)および「アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs株式ファンド」(2021年1月5日設定)の主要投資対象ファンド(ルクセンブルグ籍)はEU各国で販売されており、**いずれも「第9条 ダークグリーン」**として開示されています。

【両ファンドの仕組みとSFDRサステナビリティ区分】



過去の実績や分析は将来の成果等を示唆・保証するものではありません。

出所: アライアンス・バーンスタイン(以下「AB」)。アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。アライアンス・バーンスタイン株式会社は、ABの日本拠点です。)

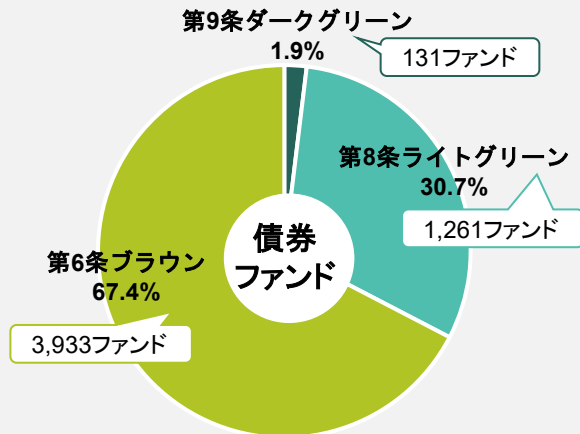


希少なダークグリーン

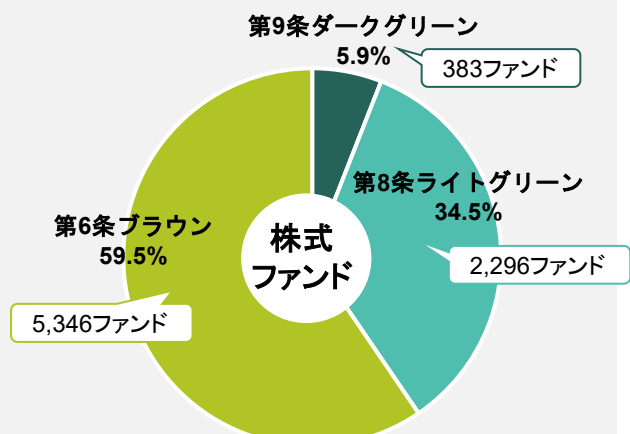
SFDR開示がESG関連ファンドの選別に影響を与える可能性

- + 2021年9月末時点において、欧州で販売されているファンドのSFDR開示状況を集計してみると、「第9条 ダークグリーン」のファンドは、債券および株式ファンドいずれも**全体の1割にも達していません**(残高ベース)。

【欧州の債券ファンドのSFDR別 残高構成】*

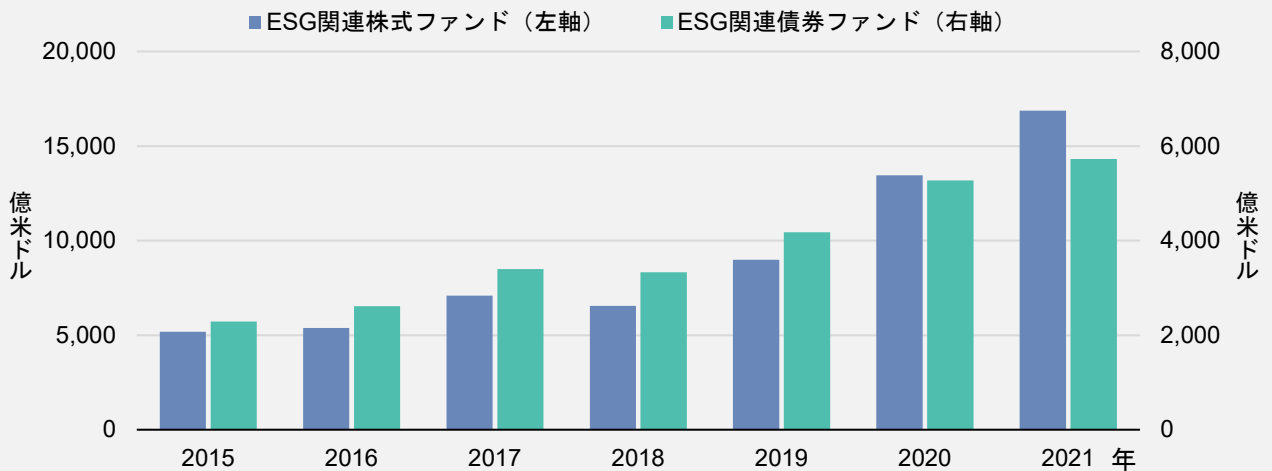


【欧州の株式ファンドのSFDR別 残高構成】*



- + SFDRの導入目的は、投資家の保護、持続可能な(金融)商品を求める投資家要求への対応、そして**グリーンウォッシングを防止**することであり、金融商品の比較可能性を高めることとされています。
- + 近年、ESG関連ファンドへの投資需要は着実に拡大してきました。このタイミングでのSFDRの導入は、**ESG関連ファンドの選別を促し、投資資金の流れに一定の影響を与える可能性**があると考えられます。

【ESG関連ファンドの運用残高の推移】**



Coffee break! --- 「グリーンウォッシング」と「ESG関連ファンド」 ---

- + 「グリーンウォッシング」とは、うわべだけ環境保護に熱心にみせる行為を指します。「グリーン(=環境に配慮した)」と「ホワイトウォッシング(=ごまかす、うわべを取り繕う)」を合わせた造語で、実態は環境に配慮していないにもかかわらず、環境に配慮した商品を装うことで、不当に競争優位を得ようとする行為です。
- + 「グリーンウォッシング」は、過去、食品やファッションなどさまざまな業界で問題視されてきました。近年では、金融業界においてESG関連投資への資金流入が続くなか、再び注目が高まっています。
- + 今般SFDRを導入したEUに続き、米国や日本の金融当局も、「グリーンウォッシング」防止に向けた規制の導入準備を進めています。今後は、グローバル規模でESG関連ファンドの選別が進むとみられています。

過去の実績や分析は将来の成果等を示唆・保証するものではありません。* 2021年8月末時点。「欧州の債券ファンド」「欧州の株式ファンド」とは、欧州委員会が制定した指令(UCITS指令)に基づき設立されたファンドのうち、モーニングスターにより株式ファンド、債券ファンドに分類されたファンドを指します。「第6条 ブラウン」は「第8条 ライトグリーン」「第9条 ダークグリーン」いずれにも開示されてないファンドを指します。** 期間: 2015年ー2021年。年次ベース(2021年は2021年6月末)。ESG関連ファンドとは、モーニングスターによる債券または株式ファンド・カテゴリーにおいて、Sustainable Funds by Prospectusと分類されたファンドを指します。Sustainable Funds by Prospectusには、サステナブル投資、インパクト投資やESG要素を投資プロセスに取り入れたファンドが含まれます。出所: モーニングスター、AB



アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド(年2回決算型・為替ヘッジあり)(年2回決算型・為替ヘッジなし)(毎月決算型・為替ヘッジあり)(毎月決算型・為替ヘッジなし)を総称して「AB世界SDGs債券ファンド」といいます。アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs株式ファンド(資産成長型)(予想分配金提示型)を総称して「AB世界SDGs株式ファンド」といいます。「AB世界SDGs債券ファンド」と「AB世界SDGs株式ファンド」は投資対象等が異なりそれぞれ別のファンドです。各ファンドの特徴をよく理解いただいたうえで投資ください。

ファンドの特色

【AB世界SDGs債券ファンド】

1. 主要投資対象ファンド*への投資を通じて、主に環境または社会志向等の持続可能な投資テーマに積極的に取り組んでいると考えられる、世界各国の様々な発行体の債券等に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。*ルクセンブルグ籍円建外国投資証券「AB SICAV Iーサステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QG(為替ヘッジあり)／(為替ヘッジなし)」
2. 主要投資対象ファンドの運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが行います。
3. 世界の債券市場から、アライアンス・バーンスタイン独自のSDGs分析を活用し、より魅力的な投資機会を追求します。
4. 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
5. 決算頻度と為替ヘッジの有無が異なる4つのファンドからお選びいただけます。

【AB世界SDGs株式ファンド】

1. 主要投資対象ファンド*への投資を通じて、SDGs達成への貢献が期待される日本を含む世界各国の企業の株式に投資します。*ルクセンブルグ籍円建外国投資証券「AB SICAV Iーサステナブル・グローバル・シーマティック・ポートフォリオ 円建てクラスS1シェアーズ」を主要投資対象ファンドとします。
2. 主要投資対象ファンドの運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが行います。
3. 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
4. 実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
5. 分配方針の異なる2つのコースがあります。

当資料のご利用にあたっての留意事項

●投資信託は預貯金や保険契約にはあたりませんので、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料は情報の提供を目的としてアライアンス・バーンスタイン株式会社が作成した販売用資料です。当資料は信頼できると判断した情報をもとに作成しておりますが、当社がその正確性・完全性を保証するものではありません。また、当資料に記載された意見・見通しは作成時点での当社の判断を反映したものであり、将来の市場環境の変動や、当該意見・見通しの実現を保証するものではありません。当資料の内容は予告なしに変更することがあります。当資料で使用している指数等に係る著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、当該指数等の開発元または公表元に帰属します。●当資料におけるSDGsのロゴ・アイコンは、情報提供目的で使用しています。国際連合が各ファンドの運用等についていかなる責任も負うものではなく、また支持を表明するものでもありません。●各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。●各ファンドの取得のお申込みに当たっては、販売会社において投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受取りになり、記載事項をご確認のうえ、投資の最終決定はご自身でご判断ください。

ファンドの主なリスク

各ファンドは、主として値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れられた金融商品等の値動き(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。各ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

「AB世界SDGs債券ファンド」の基準価額の変動要因としては、主に■金利変動リスク■信用リスク■為替変動リスク■期限前償還リスク■カントリー・リスク■流動性リスクなどがあります。

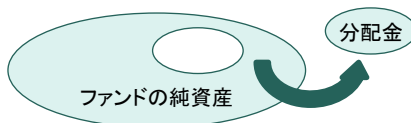
「AB世界SDGs株式ファンド」の基準価額の変動要因としては、主に■株価変動リスク■為替変動リスク■信用リスク■カントリー・リスク■流動性リスクなどがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。詳しくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「投資リスク」をご覧ください。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

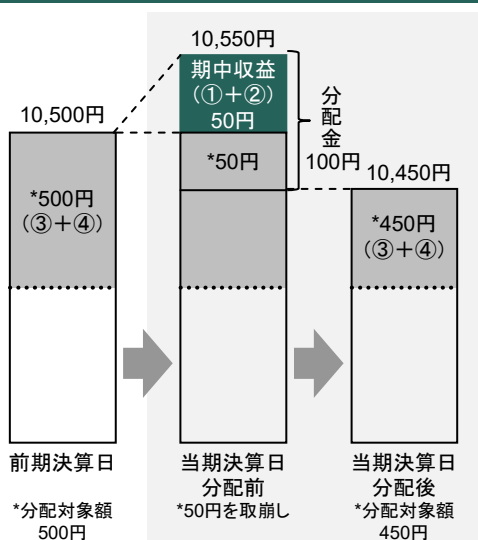
ファンドで分配金が
支払われるイメージ



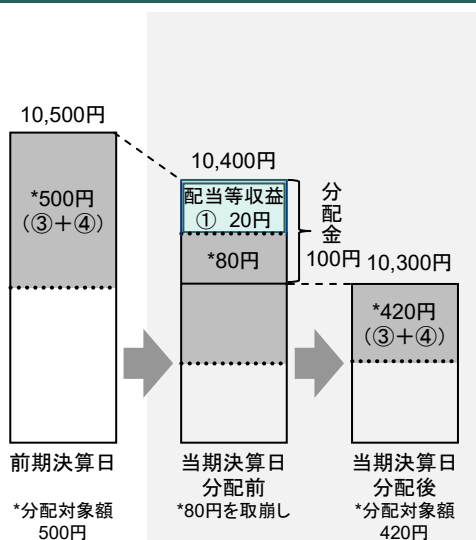
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)

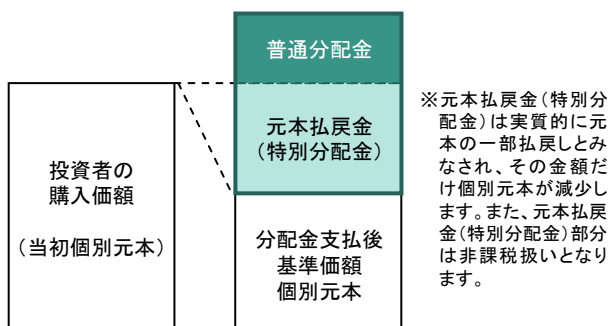


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

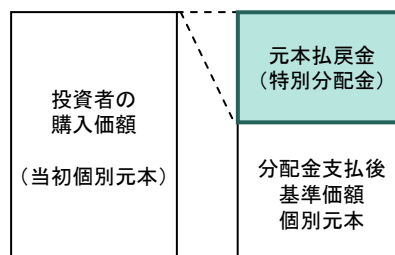
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。



お申込みメモ(大和証券でお申し込みの場合) 詳しくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

	AB世界SDGs債券ファンド	AB世界SDGs株式ファンド
購入単位	100円以上1円単位※または、100口以上1口単位 ※購入時手数料および購入時手数料に係る消費税等相当額を含めて上記の単位となります。	
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額	
申込締切時間	原則、午後3時までに、販売会社が受付けを完了したものを当日のお申込み分とします。	
換金価格	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。	
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社において支払います。	
スイッチング	各コース間でスイッチングができます。	(資産成長型)と(予想分配金提示型)の間で スイッチングができます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込について、制限を設ける場合があります。	
購入・ 換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日においては、購入・換金のお申込みはできません。 ①ニューヨーク証券取引所またはルクセンブルグの銀行の休業日 ②一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日	ニューヨーク証券取引所またはルクセンブルグの銀行の休業日。一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日。
決算	(年2回決算型・為替ヘッジあり)/(年2回決算型・為替ヘッジなし) 原則として、毎年1月、7月の各15日に決算を行います。なお、休業日の場合は翌営業日とします。(初回決算日:2022年1月17日) (毎月決算型・為替ヘッジあり)/(毎月決算型・為替ヘッジなし) 原則として、毎月15日に決算を行います。なお、休業日の場合は翌営業日とします。(初回決算日:2021年10月15日)	(資産成長型) 原則、毎年4月25日および10月25日(休業日の場合は翌営業日)。 (予想分配金提示型) 原則、毎月25日(休業日の場合は翌営業日)。
収益分配	原則として、毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。	(資産成長型) 原則、年2回の毎決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行います。 (予想分配金提示型) 原則、毎月の決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行います。
信託期間	2032年1月15日まで(信託設定日:2021年10月5日)	2031年4月25日まで(信託設定日:2021年1月5日)
課税関係	個人の場合、原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時(スイッチングによる換金を含みます。)および償還時の譲渡益に対して課税されます。課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA」の適用対象です。配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 税法が改正された場合等には、内容が変更になる場合があります。	

ファンド費用(大和証券でお申し込みの場合) 詳しくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

お客さまには下記の費用の合計額をご負担いただきます。なお、下記の費用は、お客さまが当ファンドを保有される期間等に応じて異なるものが含まれているため、合計額を表示することができません。

AB世界SDGs債券ファンド

AB世界SDGs株式ファンド

お客さまが直接的に負担する費用

購入金額に下記の手数料率を乗じて得た額とします。

購入金額に下記の手数料率を乗じて得た額とします。

購入時手数料

費用の内容:
販売会社による商品・
投資環境の説明および
情報提供・ならびに販
売の事務等の対価

購入金額	購入時手数料率
1億円未満の場合	0.55% (税抜0.5%)
1億円以上の場合	なし

購入金額	手数料率
2,000万円未満	3.30% (税抜3.0%)
2,000万円以上5,000万円未満	2.20% (税抜2.0%)
5,000万円以上1億円未満	1.65% (税抜1.5%)
1億円以上5億円未満	1.10% (税抜1.0%)
5億円以上	0.55% (税抜0.5%)

※購入金額＝(購入申込受付日の翌営業日の基準価額／1万口)×購入口数。購入時手数料には消費税等相当額がかかります。分配金再投資コースの場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。スイッチング手数料はかかりません。

●(ご参考)口数指定で「AB世界SDGs株式ファンド」を購入する場合
例えば、基準価額10,000円のときに100万口ご購入いただく場合は、次のように計算します。
購入金額＝(10,000円／1万口)×100万口＝100万円
購入時手数料＝購入金額(100万円)×3.3%(税込)＝33,000円となり、購入金額に購入時手数料を加えた合計額103万3,000円をお支払いいただくこととなります。

●(ご参考)金額指定で「AB世界SDGs株式ファンド」を購入する場合
購入金額に購入時手数料を加えた合計額が指定金額(お支払いいただく金額)となるよう購入口数を計算します。例えば、100万円の金額指定で購入する場合、指定金額の100万円の中から購入時手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当該投資信託の購入金額とはなりません。

信託財産留保額

なし

なし

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用
(信託報酬)

信託報酬の総額は、
日々のファンドの純
資産総額に信託報
酬率を乗じて得た額
とします。

純資産総額に対して**年率0.6314% (税抜0.574%)**
＜投資対象ファンド＞**年率0.51% (上限)**
＜実質的な負担＞純資産総額に対して**年率1.1414% (税抜1.084%) (上限)**

純資産総額に対して**年率0.9064% (税抜0.824%)**
＜投資対象ファンド＞**年率0.71% (上限)**
＜実質的な負担＞純資産総額に対して**年率1.6164% (税抜1.534%) (上限)**

※ 委託会社はファンドの運用/受託会社への指図/基準価額の算出/目論見書・運用報告書等の作成等、販売会社は購入後の情報提供/運用報告書等各種書類の送付/分配金・換金代金・償還金の支払い業務等、受託会社はファンドの財産の管理/委託会社からの指図の実行等を役務とします。
※ 運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

その他の費用・
手数料

金融商品等の売買委託手数料／外貨建資産の保管等に要する費用／信託財産に関する租税／信託事務の処理に要する諸費用等
※投資者の皆様は保有期間中その都度がかかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示できません。

監査費用／法定書類関係費用／計理業務関連費用／受益権の管理事務に係る費用等

※純資産総額に対して年0.1%(税込)の率を上限として、信託財産より間接的にご負担いただく場合があります(これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。)。かかる諸費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

■投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業協会
大和証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長(金商) 第108号	●	●	●

■設定・運用は

アライアンス・バーンスタイン

【商号等】アライアンス・バーンスタイン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第303号

【加入協会】一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／日本証券業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会